

○北海道警察広報活動規程

北海道警察本部訓令第14号

昭和44年4月30日

改正 昭和49年4月1日警察本部訓令第3号、63年5月2日第7号、17日第8号、平成6年3月2日第6号、17年3月31日第11号、24年3月23日第11号、29年10月17日第27号

北海道警察広報活動規程を次のように定める。

北海道警察広報活動規程

(目的)

第1条 この訓令は、北海道警察（以下「道警察」という。）において行う広報活動を効果的かつ能率的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的な心構え)

第2条 全ての警察職員は、自己が警察広報の実行者であることを自覚し、常に道民に好感を与えるような言語、態度を保持して、広報目的を達成するよう努めなければならない。

(定義)

第3条 この訓令において「広報活動」とは、道警察に対する道民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、警察業務及び活動の実態をあらゆる方法で道民に伝えとともに、警察に対する意見又は要望を取り入れ警察運営に反映させる諸般の活動をいう。

2 この訓令において「広報業務」とは、おおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 警察の運営方針、活動状況等の広報に関すること。
- (3) 報道機関、他官庁その他の関係機関及び関係団体（第5条第3項第4号において「報道機関等」という。）との広報連絡に関すること。
- (4) 職員に対する広報についての指導教養に関すること。
- (5) 広報資料の収集管理及び提供に関すること。
- (6) 地域安全情報の発信に関すること。
- (7) 警察に対する道民の意識調査に関すること。
- (8) 警察施設見学者の案内に関すること。
- (9) その他広報活動全般に関すること。

(広報業務の総合的推進)

第4条 総務部長は、道警察における全般的な広報業務の企画、推進及び連絡調整に当たるなど、広報業務の総合的な推進を図るものとする。

(広報業務担当者)

第5条 広報業務の円滑な運営を図るため、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）、方面本部及び北海道警察学校の各所属並びに警察署に広報業務担当者を置く。

- 2 前項の広報業務担当者には、警察本部、方面本部及び北海道警察学校の各所属にあつては次席（次席に相当する者を含む。）、警察署にあつては副署長をもって充てる。
- 3 広報業務担当者は、所属長の指揮を受け、おおむね次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報重点事項の実施に関する事。
- (2) 各所属で自主的に企画する広報に関する事。
- (3) 広報に関する所属職員の指導に関する事。
- (4) 報道機関等との広報連絡に関する事。

(広報連絡担当課等)

第6条 広報連絡に関する事務は、警察本部にあつては広報課、方面本部にあつては警務課（以下「主管課」という。）が行う。

- 2 広報業務は、広報主題の業務を担当する所属が、前項に規定する主管課と協力して行うものとする。

(広報業務担当者連絡会議)

第7条 警察本部の広報課長及び方面本部の警務課長は、広報活動の調整その他総合的効果を上げるため必要があると認めるときは、広報業務担当者連絡会議を招集することができる。

(所属長の責任)

第8条 各所属の長は、その所管業務について、常に社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広報業務の運営に努めなければならない。

(広報技術の研究)

第9条 広報業務に携わる者は、あらゆる角度から広報に関する自主的な研究を行い、広報技術の向上に努めなければならない。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和44年5月15日から施行する。
- 2 北海道警察広報規程（昭和31年北海道警察本部訓令第7号）は廃止する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則（昭和63年警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和63年5月17日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月2日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成29年10月17日から施行する。